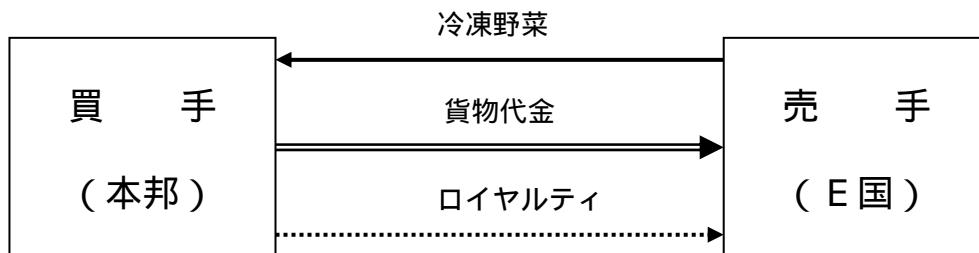


5. 特許製法により製造された材料に支払われるロイヤルティ



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から冷凍野菜を購入（輸入）します。

この冷凍野菜は、売手の持つ特許製法（冷凍後の退色を減少させる製法）により製造された貨物であり、当社は売手から購入した各種冷凍野菜を、国内の工場で混合した後袋詰めして、当社のブランドを付して販売します。

また、当社は輸入貨物の代金とは別に、この特許製法にて製造された冷凍野菜を国内販売製品に使用するための対価として、ロイヤルティ（特許製法により製造された冷凍野菜を使用した製品の国内販売価格の2%）を売手に支払います。

売手にロイヤルティを支払わない場合は、当社は特許製法で製造された貨物を購入することはできず、仮に当社がロイヤルティの支払を中止した場合には、売手は通常の製法で製造した貨物を、当社に対し販売することになっています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が貨物代金とは別に売手に支払うロイヤルティを、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が輸入貨物の生産に使用された特許製法の使用の対価として売手に支払うロイヤルティは、輸入貨物に係るものであり、かつ、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものと認められますので、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

輸入貨物に係る特許権の使用に伴う対価で、その輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために買手により支払われるものは、現実支払価格に加算することとされています。

上記の取引において、貴社（買手）が売手に支払うロイヤルティは、輸入貨物である冷凍野菜の製法に関するものであり、輸入貨物に係るものと認められます。

また、貴社がロイヤルティを支払うことによって、その特許製法により製造された貨物が購入できるようになることから、そのロイヤルティは輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものと認められます。

したがって、貴社が売手に支払うロイヤルティは、輸入貨物の現実支払価格に加算する必要があり、その加算するロイヤルティの額は、売手から購入した冷凍野菜が使用される貴社の製品について売手に支払われるロイヤルティの総額となります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第4号

関税定率法施行令第1条の5第5項

関税定率法基本通達4-13(2)、(3)イ、(4)イ

関税評価に関する取扱事例について 事例21

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)